みやぎ観光振興会議宿泊事業者部会設置要領

（目的）

第１　宿泊税を活用した観光振興施策について、地域の実情に応じ効果的に展開していくため、みやぎ観光振興会議設置要綱（令和２年５月２２日施行、以下「要綱」という。）第７の規定に基づき、「みやぎ観光振興会議宿泊事業者部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２　部会は、宿泊税を活用した観光振興施策について、地域の実情を踏まえ、意見聴取又は意見交換を行うものとする。

（組織）

第３　部会は、県内各圏域において、それぞれの圏域の宿泊事業者１０名程度の委員で構成する。

２　部会は、互選により部会長を１名選出し、選出された部会長は部会を代表し、「みやぎ観光振興会議」（以下「振興会議」という。）の当該圏域における圏域会議に、必要に応じて出席する。

（任期）

第４　部会の委員の任期は１年以内とする。

（座長等）

第５　部会には、座長を置く。

２　座長は、原則として、地方振興事務所又は地域事務所（以下「地方振興事務所等」という。）の所長とするが、地方振興事務所等の所長が認める場合は、この限りではない。

３　座長は、会議の進行を行う。

４　部会には、副座長を置くことができる。

５　副座長は、委員の互選により定める。

６　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６　部会は地方振興事務所等の所長が招集する。

（庶務）

第７　部会の庶務は、地方振興事務所等において処理する。

（その他）

第８　この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、地方振興事務所等の所長が別に定める。

２　経済商工観光部観光戦略課職員は部会へ出席する。

附　則

この要領は、令和７年５月７日から施行する。